

改革先導拠点における高等学校教育改革推進事業に係る運営支援業務 公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

改革先導拠点における高等学校教育改革推進事業に係る運営支援業務

2 業務の目的及び内容

本業務は、山梨県が推進する高等学校教育改革（ネクストハイスクール構想）において、改革先導拠点校（県立甲府工業高等学校、県立甲府第一高等学校、県立都留高等学校、県立農林高等学校）における教育改革を拠点ごとに確実に実装し、教育モデルとして確立するとともに、成果を整理・体系化し、県全体への横展開を図ることを目的とする。

業務の詳細は「改革先導拠点における高等学校教育改革推進事業に係る運営支援業務 仕様書」による。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託経費上限額

金39,930,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の調達における提案価格の上限額であり、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

※委託経費上限額を算定した積算表は別紙のとおりである。これは参考であり、項目や金額の割り振りを限定するものではない。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く）
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）又は法人であって、その役員が暴力団員に該

当しない者であること

エ この公告の日から契約までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成 10 年 4 月 1 日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれていない者であること

オ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 3 年山梨県告示第 67 号）の一に定める入札参加資格（委託業務）を有する者であること（企画提案書等の提出日において有していること。契約締結時までの取得見込みによる参加は認めない）

カ 直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税ならびに地方税を滞納していない者であること

キ 業務内容についての守秘義務を遵守できること

(2) 実績要件

次の実績をすべて有すること（ア及びウについては、過去 5 年以内に完了した業務に限る）。共同企業体またはコンソーシアムの構成員としての実績は、その役割および担当範囲が確認できる場合に限り認める。

ア 産学官連携による高等学校向け教育プログラムの企画・運営実績

イ 山梨県内において、企業、経済団体、金融機関、行政機関その他の関係機関が参画する協議体、プラットフォームその他の連携体制の構築または運営に関与した実績

ウ 教育分野または公共分野におけるプロジェクトマネジメント業務の履行実績

(3) 体制要件

ア 仕様書に定める実施体制を構築できること

イ 国または都道府県の高等学校教育改革に関する事業に、学校現場の立場で従事した経験を有する者を業務従事者に含めることができること

ウ 業務期間中、山梨県内で常時活動できる業務従事者を配置できること

エ 仕様書に定める業務関連情報を適切に管理できる体制を有すること。具体的には、ISMS 認証（情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格 ISO/IEC 27001）を有し、かつ、本業務を実施する組織が当該認証の適用範囲に含まれていること。企画提案書等の提出日において有していることを要し、契約締結時までの取得見込みによる参加は認めない。受託者は、委託期間を通じて当該認証を維持すること

オ 仕様書 6 (1) ⑤に定める県教育委員会における対面業務に従事する者（産学連携コーディネーター）4 名を、業務期間中配置できること

(4) 共同企業体に関する事項

ア 複数の法人で構成する共同企業体による参加を認める。この場合、代表法人を定め、県教育委員会との契約の当事者は代表法人とする

イ (2) 実績要件のうちアおよびイの実績は、代表法人が有すること。その他の要件は、

構成員全体で満たすことをもって足りる

ウ (3) エの ISMS 認証は、代表法人および全ての構成員が有すること

エ 共同企業体の構成員は、単独または他の共同企業体の構成員として、重複して本プロポーザルに参加することはできない

(5) 資本関係又は人的関係に関する事項

当該公募案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。

(2)において同じ)の関係にある場合

(2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し(1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

イ. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

エ. 組合の理事

オ. その他業務を遂行する者であつて、ア. から エ. までに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第

6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（3）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合その他上記 1 又は 2 と同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合

6 スケジュール

項目	日程
公告日	令和 8 年 10 月 16 日（金）
企画提案に関する質問の受付期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時
企画提案応募資格確認申請書の提出期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時
質疑に対する回答期限	令和 8 年 11 月 5 日（木）午後 5 時
応募資格の有無に関する通知（メールにて通知）	令和 8 年 11 月 6 日（金）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時
一次審査の有無に関する通知（メールにて通知）	令和 8 年 11 月 18 日（水）
一次審査（書面審査）	令和 8 年 11 月 27 日（金）
一次審査結果通知（メールにて通知）	令和 8 年 11 月 30 日（月）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 12 月 3 日（木）
審査結果通知、受託候補者特定	令和 8 年 12 月 8 日（火）予定
採用事業者の決定・委託契約締結	令和 8 年 12 月 11 日（金）予定

7 質問の受付及び回答

- ・質疑は、本要領および仕様書に関する内容に限り、質問書（様式 8）により電子メールで受け付ける

メールアドレス：koukoukyo@pref.yamanashi.lg.jp

- ・受付期限は「6 スケジュール」に定める日時とし、必着とする
- ・回答は、質問者名を伏せた上で日本語にて一覧形式で作成し、参加表明のあった全ての者に電子メールで送付する
- ・電話や口頭での質問には応じない。また、回答に対する再質問は受け付けない。なお、本企画提案に関係ない質問や、本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には回答しないこともある。

8 参加表明

(1) 提出書類

- ア 企画提案応募資格確認申請書（様式 1）
- イ 会社概要（パンフレット等で可）
- ウ 役員名簿（任意様式）
- エ 参加資格を満たすことを証する書類（実績調書（様式 2）を含む）
- オ ISMS 認証の登録証の写し（適用範囲が確認できるもの。共同企業体で参加する場合は全ての構成員分）
- カ 共同企業体で参加する場合は、共同企業体構成書および委任状（様式 6）
- キ 履歴事項全部証明書【写し可】（書類受付日から 3 か月以内に発行されたもの）
- ク 資本関係・人的関係等に関する調書（様式 7）

(2) 提出方法

- ・ 提出期限は「6 スケジュール」に定める日時とし、必着とする
- ・ 持参、郵送（書留郵便に限る）または電子メールによる。郵送および電子メールによる場合は、到着の確認を行うこと
- ・ 提出先は「15 提出先及び問い合わせ先」のとおり

9 企画提案書等の提出

参加表明を行った者は、次の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式自由、A4 判、20 ページ以内（表紙・目次を除く））
- イ 実施体制表（様式 3）：統括責任者を定めた上で、業務従事予定者の役割分担を明記すること
- ウ 業務従事予定者経歴書（様式 4）：業務従事予定者ごとに、本業務における役割ならびに類似業務の経験および実績を記載すること。仕様書 6（1）⑤に定める産学連携コーディネーター 4 名についても、それぞれ作成すること
- エ 経費見積書および積算内訳書（様式 5）：業務項目ごとの内訳を明示すること
- オ 類似業務の実績調書（様式 2。参加表明時の提出をもって代えることができる）

(2) 提出部数及び提出方法

- ・ 提出部数は、正本 1 部および副本 6 部とする
- ・ 提出期限は「6 スケジュール」に定める日時とし、必着とする
- ・ 提出方法および提出先は、8（2）と同様とする

(3) 企画提案書の記載事項

企画提案書には、仕様書に定める業務内容に対応して、少なくとも次の事項を記載すること。

- ・ 本業務に対する基本方針および業務全体の実施計画
- ・ 各拠点校の特性に応じた教育課程改革・カリキュラム開発支援の進め方
- ・ 事業推進・PMO ならびに産学連携コーディネーターの役割分担および運営の方法（関係者間の情報共有および連絡の方法を含む）
- ・ 県教育改革実行計画との整合性の確認および助言の進め方
- ・ 産学官連携コンソーシアムの構築・運営の進め方
- ・ 各拠点校の取組状況の整理およびモデル化・県内横展開に向けた設計の進め方
- ・ 成果の普及啓発の進め方（令和 9 年度以降のイベント計画の考え方を含む）
- ・ 効果検証の設計
- ・ 実施体制および業務従事予定者の経験・実績
- ・ 経費の積算とその考え方

(4) 業務従事予定者の変更の制限

企画提案書等に記載した業務従事予定者は、原則として変更できない。やむを得ない事情により変更する場合は、同等以上の経験・実績を有する者とし、あらかじめ県教育委員会の承認を得なければならない。なお、産学連携コーディネーターについては、同等以上の経験を有する者への変更を認めるものとする。

10 審査及び選定

(1) 審査方法

「改革先導拠点における高等学校教育改革推進事業」に係る運営支援業務委託事業者選定委員会において、提出書類およびプレゼンテーション審査に基づき、「評価基準表」により審査を行い、最も評価点の高い者を受託候補者として選定する。ただし、評価点の合計が満点の 6 割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

なお、プロポーザル参加者が多数であった場合は、審査委員会が、企画提案書等による書面審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位に評価された者により、企画提案者に係るプレゼンテーション審査（以下「二次審査」という。）を行うものとする。

選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問および異議は一切受け付けない。

(2) プレゼンテーション審査

- ・ 時間は、説明 20 分・質疑応答 15 分とする
- ・ 説明は、参加者（共同企業体の場合は代表法人）に所属する統括責任者が自ら行うこと。
やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ県教育委員会の承認を得て、業務従事予定者

経歴書に記載された主要な業務従事予定者が代理することができる。なお、入室は説明者を含め4名以内とする。

- ・会場には、プロジェクター、HDMI ケーブルおよびスクリーンを用意するが、自前のプロジェクターの持ち込みも可能とする。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または遅刻した場合は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーションは非公開とする
- ・企画提案書等の提出書類以外の追加資料の使用は認めない

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ・経費見積書の金額が「4 委託経費上限額」に定める上限額を超える場合
- ・参加資格を満たさないことが判明した場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・企画提案書等の提出から契約締結までの間に、記載された業務従事予定者が本業務に従事できないこととなった場合（9（4）により県教育委員会の承認を得た場合を除く）
- ・選定委員会の委員に対し、直接または間接を問わず、故意に接触した場合
- ・その他審査の公平性を害する行為があった場合

11 選定結果の通知

- ・選定結果は、企画提案書を提出した全ての者に書面により通知する
- ・受託候補者として選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由の説明を求めることができる

12 契約の締結

- ・契約書案は、別添「委託契約書（案）」のとおりとする
- ・受託候補者と県教育委員会との間で仕様書に基づき協議を行い、業務内容の詳細を確定した上で委託契約を締結する
- ・受託候補者との協議が整わない場合は、次点の者と協議を行う
- ・企画提案書に記載された事項は、契約内容の一部を構成するものとして取り扱う。企画提案書に基づく履行ができない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求または契約の解除等の対象となることがある
- ・契約保証金については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規程により免除する

13 著作権等

- ・ 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県教育委員会に移転する
- ・ 受託者が本業務の開始前から保有する著作物、手法その他の知的財産の取扱いは、契約締結時に県教育委員会と受託者が協議して定める
- ・ 成果物に第三者の権利が含まれる場合、その権利処理は受託者が行い、これに要する費用は委託料に含む
- ・ 企画提案書その他の提出書類に含まれる著作物の著作権は提出者に帰属する。ただし、県教育委員会は選定に必要な範囲でこれを複製することができる

14 留意事項

- ・ 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- ・ 業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を再委託する場合は、企画提案書等において再委託の予定（内容および相手方）を明示すること。再委託は、正当な理由がある場合に、県教育委員会と書面により協議の上、県教育委員会の承認を得たときに限り行うことができる。再委託先の履行に係る責任は受託者が負う
- ・ 業務の一部を再委託する場合において、再委託先が仕様書に定める業務関連情報を取り扱うときは、当該再委託先も 5（3）エの ISMS 認証を有すること。再委託の内容が業務関連情報の取扱いを伴わないときは、この限りではない。この場合、受託者は、当該再委託先が業務関連情報にアクセスできないようにする措置を企画提案書等において明示すること
- ・ 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。競争を制限する目的で他の参加者と協議し、または受託候補者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を開示してはならない
- ・ 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする
- ・ 提出された書類は返却しない。また、選定の目的以外には使用しない
- ・ 提出後の書類の差替えおよび再提出は、原則として認めない
- ・ 参加表明後に辞退する場合は、書面により届け出ること。辞退による不利益な取扱いは行わない
- ・ 業務の実施により知り得た情報は、本業務の目的以外に使用し、または第三者に漏らしてはならない
- ・ 委託業務に係る帳簿および証拠書類は、委託期間の終了後 5 年間保存すること

15 提出先及び問い合わせ先

山梨県教育庁 高校教育課 指導担当

- ・ 所在地：〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目 6－1

- ・ 電話：055-223-1763 ／ FAX：055-223-1768
- ・ 電子メール：koukoukyo@pref.yamanashi.lg.jp
- ・ 受付時間：土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）